

東京都農地中間管理事業の推進に関する基本方針

東京都では、都市地域や山村地域、島しょ地域で、特色ある農業が営まれている。都市地域では、施設栽培など限られた農地を最大限に活用した収益性の高い農業が展開され、山村地域や島しょ地域では、豊富な流水や温暖な気候等の自然環境を活かした特産物の生産が行われており、加えて、これらは観光資源にもなるなど、農業が地域の重要な産業となっている。

また、東京農業は、1,300万人の消費者を抱え、地産地消の消費者ニーズに応えるために、少量多品目生産で高い技術力を活かした農業が行われており、経営規模の拡大が必ずしも生産コストの削減に直結しない農業経営となっている。

一方、都においても農業従事者の高齢化と減少が進んでおり、新たに農業経営を営もうとする者の就農促進や担い手の育成が必要となっている。そのため、都では、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置し、関係機関と連携しながら都がこれまで展開してきた農地流動化施策と合わせて農地中間管理事業を推進する。これらにより、東京農業ならではの裾野の広い多様な担い手を育成、確保しながら、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、以下に基本方針を定めるものとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	現在(平成24年度)	おおむね10年後
耕地面積①	7,500 ha	6,950 ha
担い手が利用する面積②	1,449 ha	2,179 ha
担い手の集積割合(②/①)	19.3 %	31.4 %
(参考)農振農用地区域農地面積	1,910 ha	2,000 ha

※ 都内では、市街化区域内の農地が全体の約6割を占めるため、農地の流動化のみでは担い手の集積割合を増やすことはできない。そのため、都内では認定農業者を増やして集積割合の増加を図る。

※ なお、東京都の農振農用地区域農地面積は1,910ha（平成24年度）であり、「農業振興地域整備基本方針(平成22年12月変更)」で定めた確保すべき農用地等の面積の目標設定の考え方に基づき、おおむね10年後の目標を2,000haと定めた。都では、農業振興地域内の農地について農地中間管理事業の実施と合わせて、都が実施する農地流動化施策全体で10年間90haの農地流動化を目指す。

2 1の目標以外の農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

各市町村における人・農地プランの作成・見直しと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 都が指定する機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における人・農地プランと連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- (1) 機構から市町村に業務を委託するとともに、農用地利用配分計画案及び農用地利用集積計画の作成を求めることを基本とする。
- (2) 農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力、実績等からみて、機構から委託された業務を適切に行うことができると認められる場合に委託を認めることとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に機構の活用方法等について周知徹底を図り、認定農業者等への農地の集積・集約化を促進する。

6 関係機関との連携及び協力に関する事項

- (1) 農地中間管理事業を推進するため、都、市町村、東京都農業会議、関係団体等は、機構に積極的に協力する。
- (2) 機構、都、市町村、東京都農業会議、関係団体等で構成する連携・協力会議を設け、農地中間管理事業の円滑な実施を図る。